御注意 4 3 2 1 一収給「黒 月方与宛の 一法の名が一 月内受欄又 三にけには 十一なはペ までといいで記れ の記た徴載 間入者収し にすが税て 退る、額く 職と新通だ しとし知さ たもい、 おきに、 務記 未一先載 徴1にさ

収. おれ 税特いた 額別て宛 が徴特名 あ収別番 る継徴号 場続収を 合のの記 は場継載 、 合続し 一 をて 括欄希く 徴に望だ 収必すさ す要るい る事場 こ項合 とをに が記は 義載 務し「異 けらだり れさの てい未 います。微収税額 税額 の徴

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市区町村 処理欄			
	特別徴収義務者		

◎異動があった場合は、	すみやかに提出してください。			処 理 欄			
あて先	給特 住所 (居所) 又は 所 在 地				等別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号		
滝沢市長 殿	5別 後 支収				連所属		
令和 年 月 日提出	義 氏名 又 は 名 称		←個人番号の記	齢に収むってけ	(A)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)(D)<		
フリガナ	マスは法人番号	1		て右詰めで記載	九 电 前	内線()	
給氏名	(旧姓)	- (ア)(イ 特別徴収税額 徴 収 済 - (年税額)		異 動	の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
与 生 年 月 日 昭・平	年 月 日	(年悦領)					
所 優 名 番 号 受 給 者 番 号		月;	から 月から 年	1 J . 7	· 職 · 長	職 勤 欠 1 . 特別 徴収継続	
得 1 月 1 日		- 月:	まで 月まで 月	右から 4 . 列番号を 5 . 支部入 6 . 合	こ え 払 少 額 ・ 不 定 合	Tann	
現在の住所 異動後の		- 円	В В	7 . そ _{事由} ・	()	他 3. 普通 徵 収 (本人納付)	
住 所		1 1	1.1			J	
新令 特別 徴収 義務者 指 定 番 号 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	新規)法	人番号		新	·しい勤務先へは、 一 月分 (翌月	月割額円を 10日納入期限分) から	
し別 〒 、微 所 在 地 収		担所属		徴収	_」 し、納入するよう		
勤義フリガナ務務		者 氏 連 名		受 給	者 番 号		
務物 者 先) 氏名又は名称		格	内線(納 入 書) (新規の場	序の要否 ・合のみ記載)	^{右から} ^{番号を} 1. 必要 2. 不要 ^{記入}	
2. 一括徴収の場合			徵 収 予 定 月 日 / 微 収		祖	一括徴収した税額は、	
理 1. 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出2	100ににめ		(ウ) と同	額)	月分 (翌月10日納入期限分) で	
由 右から 番号を 記入 2. 異動が令和	年1月1日以降で、特別徴収の継続の)申出がないため	月日		円 納入しる	ます。	
3. 普通徵収の場合 ※							
理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 1. 異動が令和 年5月31日までで、一括徴収の申出がないため 1. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 申 記入 品入 3. 死亡による退職であるため 申 記入							
由記入				入脚			

- 1. 提出の際は給与所得者異動届出書の記載例を参照のうえ、記入漏れのないようにお願いします。
- 2. 翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収をすることが義務づけられています。 それ以前に退職をする者でも、本人より申し出があった場合は一括徴収をしてください。 なお、申し出がなくとも本人の同意のうえで極力一括徴収をしてくださいますようご協力をお願いします。
- 3. 様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。 (https://www.city.takizawa.iwate.jp/)

【提出先】〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55 滝沢市役所 企画総務部 税務課